

国会議員への「改正建築基準法に関する公開アンケート」2009年2月～3月実施結果

- A . 1) ～ 3) 「改正建築基準法」の影響について (集計)
- B . 1) ～ 3) 「改正建築基準法」がもたらす現場の実態について (集計)
- B . 4) ～ 5) 「改正建築基準法」がもたらす現場の実態について (集計)
- C . 1) 「改正建築基準法」の今後について (集計)
- A . 1) ～ 3) 「改正建築基準法」の影響について (個別回答一覧)
- B . 1) ～ 5) 「改正建築基準法」がもたらす現場の実態について (個別回答一覧)
- C . 1) 「改正建築基準法」の今後について、及び、ご意見欄 (個別回答一覧)

アンケートを実施して

< 建築基準法再改正を考える会 発起人 >

- ・高知工科大学 社会システム工学科 教授 草柳俊二
- ・前佐賀市長、木下敏之行政経営研究所代表 木下敏之
- ・株式会社希望社 代表取締役会長 桑原耕司

【アンケートに関するお問合せ先】

建築基準法再改正を考える会事務局(株式会社希望社内、担当:村上)

〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷1-63-3

TEL:058-272-9179 FAX:058-272-5850

MAIL:info@kibousha.co.jp

< アンケート実施状況 >

調査対象：衆参国会議員 722名

実施期間：2009年2月13日～3月31日

実施方法：各議員の議員会館事務所にアンケートを送付し、回答を募集。

回答者数：22名

(政党別内訳：自由民主党4名、民主党13名、日本共産党1名、社会民主党3名、無所属1名)

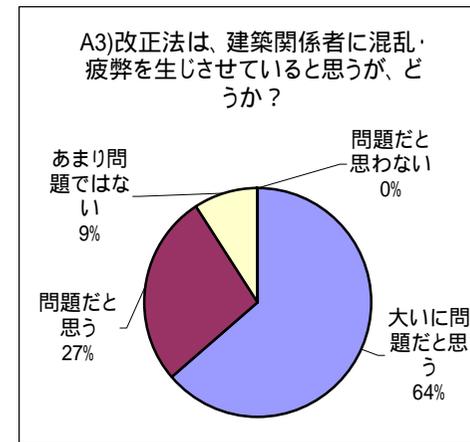
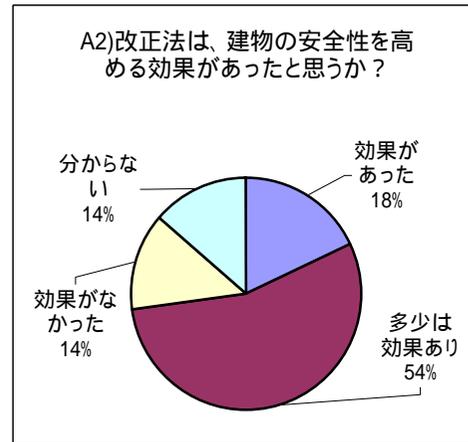
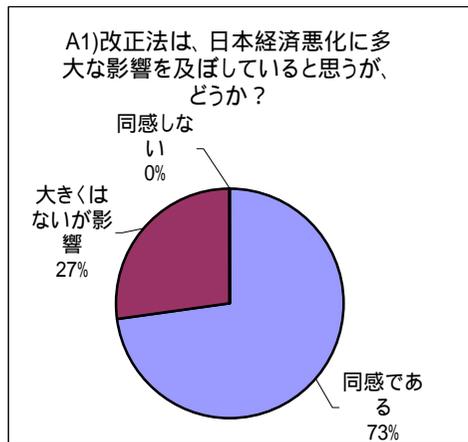
< アンケート集計・分析方法 >

- ・集計のアンケート項目別回答者数は、直接回答欄に記入していないもの及びその他を選択しているものを、本人のコメント内容から判断し分類した。 (当該部分は赤字)
- ・各議員回答一覧は、アンケート用紙先着順に記載した。

A.1) ~ 3) 「改正建築基準法」の影響について (集計)

< アンケート項目別 回答者数 >

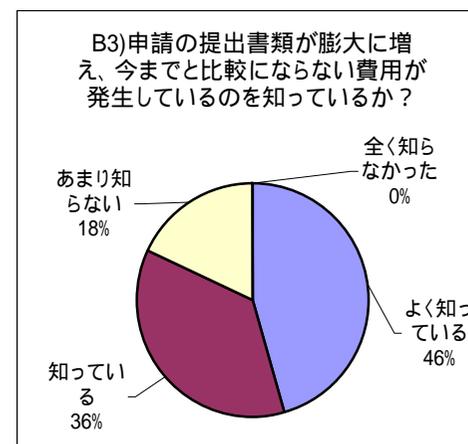
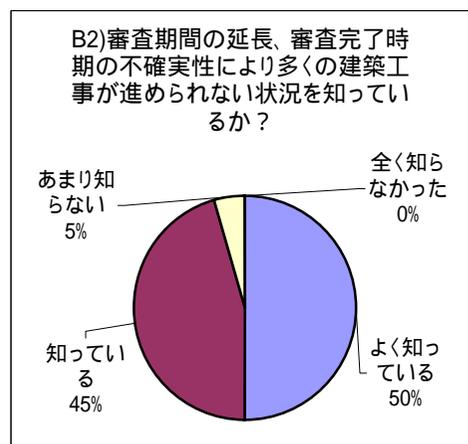
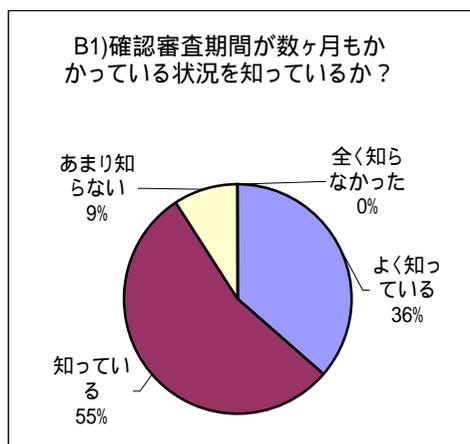
	A1) 「改正建築基準法」は、日本経済環境悪化に多大な影響を及ぼしていると思うが、この見解についてどう思うか？				A2) 「改正法」は、建物の安全性を高める効果があったと思うか？				A3) 「改正法」は、建築関係者に混乱・疲弊を生じさせていると思うが、どう思うか？				
	同感である	大きくはないが影響	同感しない	その他	効果があった	多少は効果あり	効果がなかった	分からない	大いに問題だと思う	問題だと思う	あまり問題ではない	問題だと思わない	その他
自民	4	2	2	0	2	2	0	0	2	1	1	0	0
民主	13	11	2	0	1	7	3	2	10	2	1	0	0
共産	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
社民	3	1	2	0	0	2	0	1	1	2	0	0	0
無所属	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
計	16	6	0	0	4	12	3	3	14	6	2	0	0
%	73%	27%	0%	0%	18%	55%	14%	14%	64%	27%	9%	0%	0%



B.1)～3)「改正建築基準法」がもたらす現場の実態について (集計)

< アンケート項目別 回答者数 >

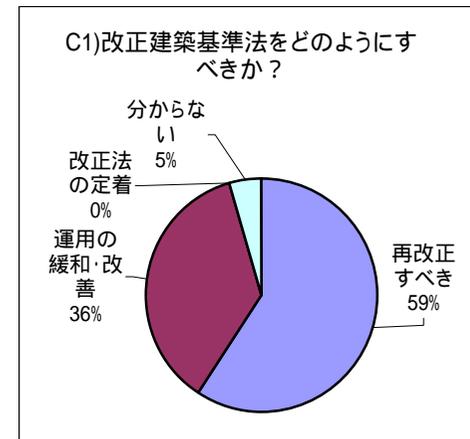
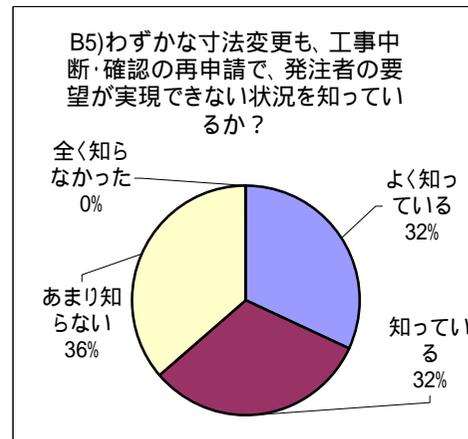
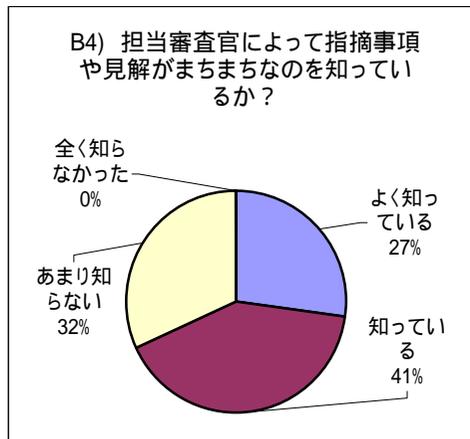
	回答者数	B1) 確認審査期間が定められている期間より長く、数ヶ月もかかっている状況を知っているか？				B2) 確認審査期間の延長、審査完了時期の不確実性により多くの建築工事が進められない状況を知っているか？				B3) 申請の提出書類が膨大に増え、今までと比較にならない費用が発生しているのを知っているか？			
		よく知っている	知っている	あまり知らない	全く知らなかった	よく知っている	知っている	あまり知らない	全く知らなかった	よく知っている	知っている	あまり知らない	全く知らなかった
自民	4	0	4	0	0	1	3	0	0	0	2	2	0
民主	13	5	7	1	0	7	5	1	0	8	4	1	0
共産	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
社民	3	2	1	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0
無所属	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
計		8	12	2	0	11	10	1	0	10	8	4	0
%		36%	55%	9%	0%	50%	45%	5%	0%	45%	36%	18%	0%



B.4) ~ 5) 「改正建築基準法」がもたらす現場の実態について、C.1) 「改正建築基準法」の今後について (集計)

< アンケート項目別 回答者数 >

		B4) 建築確認申請書の内容についての指摘事項や見解が、担当審査官によってまちまちに示されているのを知っているか？					B5) 階高や扉・窓のわずかな寸法変更も、工事中断・確認の再申請をしなければならず、発注者の要望が実現できない状況を知っているか？					C1) 改正建築基準法をどのようにすべきか？			
		よく知っている	知っている	あまり知らない	全く知らなかった	その他	よく知っている	知っている	あまり知らない	全く知らなかった	その他	再改正すべき	運用の緩和・改善	改正法の定着	分からない
自民	4	0	2	2	0	0	0	1	3	0	0	1	3	0	0
民主	13	4	6	3	0	0	5	5	3	0	0	9	4	0	0
共産	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
社民	3	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0
無所属	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計		6	9	7	0	0	7	7	8	0	0	13	8	0	1
%		27%	41%	32%	0%	0%	32%	32%	36%	0%	0%	59%	36%	0%	5%



A.1) ~ 3) 「改正建築基準法」の影響について (個別回答一覧)

コメントにより()内の回答に分類し集計。

先着No	氏名(敬称略)	衆参	政党	A1) 「改正建築基準法」は、日本経済環境悪化に多大な影響を及ぼしていると思うが、この見解についてどう思うか？		A2) 「改正法」は、建物の安全性を高める効果があったと思うか？		A3) 「改正法」は、建築関係者に混乱・疲弊を生じさせていると思うが、どう思うか？	
				A1)回答	A1)コメント	A2)回答	A2)コメント	A3)回答	A3)コメント
1	秋葉賢也	衆	自民	その他(大きくはないが影響)	施工後の影響は大であったが、現在はそうでもない	多少あり		その他(問題)	現場の声を次期改正に反映させていきたい
2	菊田まきこ	衆	民主	同感		多少あり		大いに問題	
3	大島九州男	参	民主	同感		多少あり		大いに問題	
4	園浦健太郎	衆	自民	大きくはないが影響		効果あり		大いに問題	
5	小川勝也	参	民主	同感		多少あり		大いに問題	
6	鈴木克昌	衆	民主	同感		効果なし		大いに問題	
7	古川元久	衆	民主	同感		分からない		大いに問題	
8	神風英男	衆	民主	同感		効果なし		大いに問題	
9	赤嶺政賢	衆	共産	その他(同感)	改正施行の周知徹底の不足、構造計算が除外される木造住宅が少ない、構造設計者の不足等により、沖縄県においても著しい停滞を招いていることは認識している。	効果がある	安全で信頼性の高い建築物の提供を目的に、建築確認手続きの厳格化の見直しが行われたものである。	その他(大いに問題)	施工直後から、現場では、いまなお混乱している状態が続いており、建築確認業務が円滑に遂行できるように、法施行運用上等の改善を図る必要がある。
10	円より子	参	民主	大きくはないが影響		多少あり		問題	
11	照屋寛徳	衆	社民	同感		分からない		問題	
12	盛山正仁	衆	自民	大きくはないが影響		効果あり		その他(あまり問題ではない)	当初はその通り、現在は落ち着いてきているのではないかと。
13	舟山康江	参	民主	同感		分からない		大いに問題	
14	匿名		民主	大きくはないが影響		効果あり		あまり問題では	
15	奥村展三	衆	民主	同感		効果なし		大いに問題	
16	山下八洲夫	参	民主	同感		多少あり		問題	
17	増子輝彦	参	民主	同感		多少あり		大いに問題	
18	松本文明	衆	自民	(同感)		(多少あり)		(大いに問題)	
19	松原仁	衆	民主	同感		多少あり		大いに問題	
20	川田龍平	参	無所属	その他(同感)	大きい。	多少あり		問題	
21	保坂展人	衆	社民	大きくはないが影響		多少あり		問題	
22	淵上貞雄	参	社民	大きくはないが影響		多少あり		大いに問題	

B.1)～5)「改正建築基準法」がもたらす現場の実態について (個別回答一覧)

コメントにより()内の回答に分類し集計。

先着No	氏名(敬称略)	衆参	政党	B1)回答	B2)回答	B3)回答	B4)回答	B5)回答	B5)コメント
				B1) 確認審査期間が定められている期間より長く、数ヶ月もかかっている状況を知っているか？	B2) 確認審査期間の延長、審査完了時期の不確実性により多くの建築工事が進められない状況を知っているか？	B3) 申請の提出書類が膨大に増え、今までと比較にならない費用が発生しているのを知っているか？	B4) 建築確認申請書の内容についての指摘事項や見解が、担当審査官によってまちまちに示されているのを知っているか？	B5) 階高や扉・窓のわずかな寸法変更も、工事中断・確認の再申請をしなければならず、発注者の要望が実現できない状況を知っているか？	
1	秋葉賢也	衆	自民	知っている	知っている	あまり知らない	知っている	あまり知らない	
2	菊田まきこ	衆	民主	知っている	知っている	知っている	知っている	知っている	
3	大島九州男	参	民主	知っている	よく知っている	知っている	知っている	あまり知らない	
4	園浦健太郎	衆	自民	知っている	知っている	あまり知らない	あまり知らない	あまり知らない	
5	小川勝也	参	民主	知っている	知っている	知っている	あまり知らない	あまり知らない	
6	鈴木克昌	衆	民主	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	
7	古川元久	衆	民主	知っている	知っている	よく知っている	知っている	知っている	
8	神風英男	衆	民主	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	
9	赤嶺政賢	衆	共産	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	
10	円より子	参	民主	知っている	知っている	知っている	知っている	知っている	
11	照屋寛徳	衆	社民	知っている	知っている	知っている	あまり知らない	あまり知らない	
12	盛山正仁	衆	自民	知っている	知っている	知っている	改善されていると聞いている(あまり知らない)	その他(あまり知らない)	軽微変更は違うのではないかと
13	舟山康江	参	民主	知っている	知っている	よく知っている	知っている	知っている	
14	匿名		民主	あまり知らない	あまり知らない	あまり知らない	あまり知らない	あまり知らない	
15	奥村展三	衆	民主	よく知っている	よく知っている	よく知っている	知っている	よく知っている	
16	山下八洲夫	参	民主	知っている	よく知っている	よく知っている	あまり知らない	知っている	
17	増子輝彦	参	民主	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	
18	松本文明	衆	自民	(知っている)	(よく知っている)	(知っている)	(知っている)	(知っている)	
19	松原仁	衆	民主	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	
20	川田龍平	参	無所属	あまり知らない	知っている	あまり知らない	あまり知らない	あまり知らない	
21	保坂展人	衆	社民	よく知っている	よく知っている	知っている	知っている	知っている	
22	淵上貞雄	参	社民	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	よく知っている	

C.1)「改正建築基準法」の今後について、及び、ご意見欄（個別回答一覧）

コメントにより()内の回答に分類し集計。

先着No	氏名	衆参	政党	C1)回答	C1)コメント	ご意見
				C1)改正建築基準法をどのようにすべきか？		改正建築基準法党に関するご意見を、お寄せください。
1	秋葉賢也	衆	自民	再改正すべき・運用の緩和(再改正すべき)		運用の緩和を進めてきたが、さらに改正を視野に入れていく必要がある。
2	菊田まきこ	衆	民主	再改正すべき		
3	大島九州男	参	民主	運用の緩和		
4	園浦健太郎	衆	自民	運用の緩和		
5	小川勝也	参	民主	再改正すべき		・緊急性の高い法改正は、十分に検討すべき。 ・次に建築に関する法制の全体的な見直しをし、建築法制の整合性をとる。 ・社会、地域そして消費者、国民のための建築法制を制定していく。
6	鈴木克昌	衆	民主	再改正すべき		
7	古川元久	衆	民主	再改正すべき		
8	神風英男	衆	民主	再改正すべき		法律改正にあたって、次の点に留意して行う必要があると考える。 有識者・関係者の意見を聴くことは勿論であるが、有識者・関係者の選定にあたっては実務に精通している方を選定すべき。 法律の施行にあたっては運用に関与する当事者の実情を精査し内容を吟味するべき。 法律制定から施行までの周知を十分に行わなければならないと考える。 (私見) 建設関連法の基本となるべき「建築基準法」の制定を必要と考える。現在、施行されている建設関連法はその制定次期が古く、現在の実情にそぐわないものが多く、実情に適合する改訂が必要と考える。
9	赤嶺政賢	衆	共産	その他(運用の改善)	右記(ご意見欄)と同じ	・今回の改正は、構造計算書偽造事件を契機に、消費者へより安全で信頼性の高い建築物の提供を目的に、建築確認手続きの厳格化を中心とする見直しを行なったものです。 ・周知の徹底や法施行にあたっての条件整備が不十分であったことから、現場では、大きな混乱が続いていると認識しています。国土交通省に対しては、さらなる運用等の改善を図るよう要求しているところであります。 ・日本建築士連合会は、政府に対して、改正の周知徹底、法運用の統一基準、事前相談の恒久的対応、計画変更等の柔軟な対応など9項目の、法施行の円滑な運用等についての要望を提出していますが、検討すべきものと考えています。いずれにしても、消費者に安全・安心・信頼性の高い建築物の提供することが、大前提でなければならないと思います。

先着No	氏名	衆参	政党	C1)回答	C1)コメント	ご意見
10	円より子	参	民主	その他(運用の改善)	行政手続きの簡素化を図るべき。	<p>姉歯事件は、重大な問題でしたが、法改正によって生じている建設業への影響について懸念を持っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計会社にとっては、建築確認に従前の数倍の時間と労力がかかり、負担が重いこと ・施工会社も、着工期の予定がつかめない、建築確認までの時間が読めないために融資を受けづらく資金繰りにも支障が生じていること ・とりわけ信用力の小さい中小の工務店には負担が大きいことなどは、貴会ご指摘の通り、ただでさえ経済が極めて困難な状況である現在、重大な問題であると認識しています。また、建築を依頼する一般のユーザーにとっても、設計コストが上昇し、建設が始まってからの軽微な設計変更であっても、建築確認に数ヶ月も要するようでは、建物の建設が終わってしまうため、事実上変更が不可能となっており、大変不便です。 <p>さらに、民間機関に委託されている確認審査について、審査が適正かどうかを行政が確認するために無用な時間が費やされていることは、国民の生活・経済活動を円滑に進めるという行政の目的に反するものであり、是正が必要だと思います。政府(国土交通省)においては、こうした問題点を認識し、既に一部の手続きを見直したり、制度を弾力的に運用することなど、建築確認手続きの円滑化を図るための取り組みを進めているようですが、今後、担当人員の一層の確保などについても検討すべきと考えます。</p> <p>地震国である日本で、適正な構造計算が求められることは当然ですが、無駄な行政手続きを廃し、効率的な事務手続きを進めるために何ができるのか、皆様方のご意見も参考にしながら、考えて参りたいと存じます。</p>
11	照屋寛徳	衆	社民	再改正すべき		
12	盛山正仁	衆	自民	その他(運用の改善)	関係者でより良いものにしていくべき	[設問B.1)~5)について] 設問があまり適切ではないのではないのでしょうか？答えづらい選択肢のみであるように思われます。
13	舟山康江	参	民主	再改正すべき		近所、設計士や大工さんから多くの悲鳴を聞いている。
14	匿名		民主			
15	奥村展三	衆	民主	再改正すべき		<p>平成17年の耐震偽装事件は、国民に建築士や建築業界への不信任を植え付け、大きな不安を与えました。その後、政府は建築基準法改正の検討をすすめ、平成19年6月20日には改正建築基準法が施行されることとなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、この改正は、建築現場を無視した硬直的な内容で、建築確認・検査の厳格化により、住宅着工の遅延を引き起こすなど、「官製不況」を招きました。そもそもこの改正は、設計・審査・施工の質を向上させ、建築物の安全を確保することを目的としています。表面的な対応に終始し、建築法制にもともと内在していた根本問題には踏み込んでおらず、その目的達成には、程遠い改正でありました。 ・確かに、建築確認時点での申請書類の偽装は多少減ることが予想されますが、施工段階での偽装については、確認が行われません。また、確認申請での負担増については、施工段階にシワ寄せが行われる可能性があります。加えて、審査を通すことが最優先となり、デザインや使いやすさを疎かにし、新技術の採用を避ける事態が起こっている等の意見もお伺いしております。 ・いずれにしても、住宅の安全性や質の向上とは反比例の効果が生まれていると思います。 <p>私は、国民が求めているのは、本当の安全・安心な住宅と建築現場の活力向上が両立するような法体系の抜本見直しも含めた最適な建築制度のあり方を確立することであると考えております。</p>
16	山下八洲夫	参	民主	運用の緩和		
17	増子輝彦	参	民主	再改正すべき		質問項目については関係者から耳が痛くなるほど聞かされている。私の所属する参議院経済産業委員会でも一昨年来再三にわたり民主党の議員が改正の不満と解決の為の質問を行ってきた。また業界の皆さんは勿論、中小企業関係団体からも改正の要望、陳情を受けている。行政側の保身の典型的なものである。今後共再改正に向けてしっかりやっていく。

先着No	氏名	衆参	政党	C1)回答	C1)コメント	ご意見
18	松本文明	衆	自民	(運用の改善)		<p>姉齒事件以後、建築物、建築行政、建築業界等に対する信頼が地に堕ちたことは事実です。その信頼を取り戻す為に建築基準法の再整備は避けておることは、出来なかったと認識しております。</p> <p>・その過程で建築士、事務所、協会、学識経験者、弁護士、被害者の会などの関係者の皆様から、何回も意見徴収を行った上での法改正でした。</p> <p>・しかし施行後、確認作業における時間の問題、手続き、必要書類の質と量の増大、等々の負担の増大、アンケートに列挙される多くの問題が指摘をされ、建築不況を発生させました。</p> <p>・この建築不況を打開する為に、多くの関係者の意見を伺い、建築基準法を施工段階で個別に対応し、解決に努めてきたと考えております。</p> <p>しかし自治体間や建築主事の間で考え方の違いから、まだまだ期待に応えきれないことも多いのだろうと感じております。具体的にご指摘を頂いて問題の解決に努めたいと思います。</p>
19	松原仁	衆	民主	運用の大幅な緩和(再改正すべき)		<p>改正建築基準法が深刻な官製不況の元凶となっている事態を憂慮しています。</p> <p>建築確認がスムーズに行われないうちに、工期が延び、金利負担の増大や、金融機関による貸しはがしの実態も招来していることは大きな問題です。損害賠償請求は当然出て来るべきです。</p> <p>運用の大幅な緩和は緊急課題です。再改正についても、皆さんのお話をよく聞いて必要ならば当然やるべきだと考えます。</p>
20	川田龍平	参	無所属	その他(分からない)	よく勉強したい。	<p>伝統工法が守られるべき。</p> <p>地域木材を利用した住宅建築などは守られるべき。</p> <p>技術を持つ左官や大工等の職人の方が職を失うことがないように考えていきたい。</p>
21	保坂展人	衆	社民	再改正すべき		<p>後援会・会員の一級建築士さん、支援いただいている全建総連の組合のみなさんからも問題点について御意見をいただいております。</p> <p>現行改正基準法については再審議する必要があると思います。</p> <p>残念ながら私は国土交通委員会ではございませんが、党の政策審議室にこの問題について取り組むように、引き続き話してまいります。</p>
22	淵上貞雄	参	社民	再改正すべき		<p>・野党の対案を押し切って成立した改正建築基準法施行の結果、建築確認の審査が厳格化され、住宅着工戸数をはじめ産業界や公共の建設投資も急減し、「官製不況」ともいふべき社会的な大混乱を招いています。</p> <p>・これは、安全性よりも安さや効率性を追求する異常なまでのコスト削減競争、手抜き工事等を生み出す元請一孫請という重層的な多重下請・ピンハネ構造、「設計」、「施工」、「監理」の「三権分立」の崩壊、建築士の施工業者への従属による不適正な業務や「名義貸し」の横行、ずさんな建築確認・検査の実態、規制緩和・民間開放の流れといった構造的な問題にもしっかりと踏み込んだ抜本的な対策ではなく、実務を知らない官僚・学者や巨大な外郭団体、天下り団体によって、現実離れの弥縫策で糊塗してきた国交省の施策の失敗といわざるをえません。</p> <p>・特定行政庁の指定確認検査機関への指導・監督権限を法的に強化するにもかかわらず、その財政的責任を国がとらないし、確認・検査を民間に依存したために体制が弱体化している自治体で確認検査を担当する建築主事や関係職員の人材育成や体制強化もありませんでした。</p> <p>・改正建築基準法施行によって、伝統的構法木造や、地域材を使い、地域の技術による、地域性がある木造住宅の着工も難しくなっています。</p> <p>・社民党は、2006年に成立した「電気用品安全法」(PSE法)がほとんどの国民から支持されずに、反対運動の結果再改正に至った経緯にならって、改正建築基準法を居住者・利用者の立場での抜本的に見直しを行い、再改正をすべきだと考えています。</p> <p>・最終的には建築の質を高め、社会を豊かにするような建築基本法の制定が必要だと考えています。</p>

アンケートを実施して

< 建築基準法再改正を考える会 発起人 >

～ アンケート総括 ～

高知工科大学 社会システム工学科 教授 草柳俊二

アンケート結果から見ると、大半の議員が改正された建築基準法は、日本の経済環境悪化に多大な影響を及ぼしていると感じており、発生している問題についても認識していることが分かる。ほとんどの議員が建築基準法の再改正、あるいは運用の緩和が必要と答えており、現存する問題を掘り下げた内容の意見書を送ってきている。

一方、申請手続きの遅延問題については多くの議員が状況を把握しているが、建設段階で発生する問題についてよく理解していると答えた議員は30%程度に留まっている。耐震偽装問題が引き金となって改正された現建築基準法は、設計段階での品質欠陥発生をターゲットにしたものといってよい。しかし、建築物の品質欠陥の多くは建設段階で発生していること、建築主の満足度は建物を造って行く経過で満たされてゆくことを忘れてはならない。改正建築基準法は建築物の品質欠陥問題を入口論だけで捉え、解決策を設定したものである。これが問題を引き起こしている。確認申請に絡む問題だけではなく、改正建築基準法の作り出す建設段階での問題を議員の方々に、より深く理解してもらう必要がある。

今後の活動には、建築物の品質確保の本質論を説き、国民に自身に降りかかる問題として理解してもらうことが必要であり、議員の方々の積極的な取り組みを期待したい。

～ アンケート総括 ～

前佐賀市長、木下敏之行政経営研究所代表 木下敏之

回答の内容以前に、回答を寄せていただいた国会議員の数が非常に少ないのに驚いた。設計の現場、建築確認申請の現場で起こっている深刻な問題について、関心が無いのだろうか。

特に、建設業界と深いかわりのある自民党からはわずか4名である。

この問題の解決に手をつけることが、地域の中小の建設・設計関係者からの多くの支持を集めることが出来るということに、各政党は気がついていないのだろうか。

国会議員の皆さんには、是非、地方の零細・中小建設業者の声に耳を傾けていただきたい。

また、現在、非常に深刻な不況であるが、建築基準法の再改正を行って無駄な規制をなくし、建築確認に必要な期間を短くすれば、住宅建設のコストを下げることができる。この問題に取り組むことは、景気対策にもつながる。

国会議員の皆さんに、このことに気がついていただき、建築基準法の改正を次期総選挙のマニフェストに掲げていただくことを期待している。

～ アンケートご協力のお礼と、再改正活動に対するお願い ～

株式会社希望社 代表取締役会長 桑原耕司

ご回答いただきました議員の皆様にご感謝申し上げます。

改正建築基準法の施行は、建築関係者だけでなく、多くの人たちの生活を困難に陥れています。官僚の責任回避のために、官主導で成立した改正建築基準法の再改正を実現するために、衆参両議院の皆様のご学習と実践を心からお願い申し上げます。

国民のために役立つ改正建築基準法の再改正は、多くの人々の心からの願いであります。官僚体制と戦い新しい流れを起して下さい。

私達も立ち上がります。ぜひ、お力をお貸ください。